

## 焼津市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

令和6年8月1日

### 【質問項目】

問 通所型サービスAについて、要支援1の者が週2回利用することは可能か。また、可能な場合は、いずれの単位に該当するか。

(回答)

介護予防ケアマネジメントにおいて、本人、サービス担当者、主治医、生活支援コーディネーター等に確認（担当者が居宅介護支援事業所の介護支援専門員である場合、地域包括支援センターへの相談を含む。）し、週2回利用の必要性（通所型サービスAでなければならない理由があるか等）を地域資源や介護保険外サービス活用の適否等を含め十分検討してください。

また、要支援1の者が週2回利用することを介護予防ケアプランに位置付けた場合は、「週2回程度利用」の単位を用いてください。